

一般社団法人パフォーマンス教育協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人パフォーマンス教育協会という。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区桜上水四丁目18番26号に置く。

(従たる事務所)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、パフォーマンス教育に関する研修等を通じて、広く国民一般を対象としたパフォーマンス教育の普及啓発活動を行ない、的確な自己表現ができる人間育成及び指導者の養成を図ることにより、日本人の自己表現力の向上を目指し、もって社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 パフォーマンス教育の普及啓発活動
- 二 「国際パフォーマンス学会」の運営
- 三 指導者養成のための研修会の開催
- 四 指導者資格の認定
- 五 パフォーマンス教育に関する実践的調査研究
- 六 国内外の関連機関、団体との提携及び交流
- 七 その他上記目的を達成するために必要な事業の実施

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 二 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人
- 三 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者

2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、原則として理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金及び会費は総会で別に定める。

- 2 賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- 四 会費を2年以上滞納したとき。
- 五 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、倫理委員会で審議を行い総会の議決をもって、除名することができる。ただし、この場合にはその会員に対し、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の名誉を傷つけた時
- 二 自身の営利目的のための営業及び宣伝活動、物販の販売や、宗教活動、私的文章の配布等の行為があった時。
- 三 この法人の会員としての義務に違反した時。
- 四 インターネット上での協会を誹謗中傷する反対意見の書き込みと、会員に対する扇動活動を行った時。
- 五 その他会員として不相当と判断された時。

第4章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 第1項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(総会の招集)

第13条 定時総会は、毎年5月に理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも20日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第14条 通常総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は会議の都度、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 会員の除名
- 二 役員の選任及び解任
- 三 役員の報酬の総額
- 四 各事業年度の決算報告
- 五 定款の変更

- 六 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- 九 理事会において社員総会に付議した事項
- 十 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項（総会の定足数等）

第16条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決する。

（会員への通知）

第17条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

（議事録）

第18条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名又は記名押印の上、これを保存する。

第5章 役員及び職員等

（役員）

第19条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上20名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち、会長1名と副理事長2名以内で置くことができる。

4 理事長、会長、副理事長以外の理事のうち4名以内で常務理事を置くことができ、常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、総会で選任し、会長、理事長、副理事長および常務理事は、理事会において選任する。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務）

第21条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事が代表権を伴わないでその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定められるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、職務を執行する。

（監事の職務）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員には有給とすることができる。

2 役員報酬は、総会の議決を経て支給することができる。

(顧問、相談役)

第26条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の選任により理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について理事会の諮問に応じる。

4 相談役は、会務について理事長の諮問に応じる。

5 顧問、相談役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 顧問、相談役は無報酬とする。

(職員)

第27条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局に職員を置く。

2 職員は理事を補佐し、この法人の事務の円滑な処理を図る。

3 職員は、理事長が任免する。

4 職員は、有給とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、理事長、副理事長、常務理事の選定および解任

(理事会の招集等)

第 30 条 理事会は、毎年 1 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、請求をした理事は理事会を招集することができる。

2 理事会の議長は、理事長とする。

3 1 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の定足数等)

第 31 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するところによる。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印をする。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 33 条 別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 当法人の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、前事業年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。なお、この収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 前各項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 4 8 条に定める要件に該当しない場合には、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告

二 理事及び監事の名簿

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第33条の規定に該当する場合並びに収支決算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員現在数の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人の解散は、総会において正会員現在数の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散に伴う残余財産は、総会の議決を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第42条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

一 定款

二 社員の名簿

三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

四 財産目録

五 資産台帳及び負債台帳

六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

七 理事会及び総会の議事に関する書類

八 庶務日誌

九 官庁署往復書類

十 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号まで及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。
附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人パフォーマンス教育協会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、一般社団法人の設立登記の日にこの法人の会員になったものとみなす。

3 この法人の最初の代表理事は、佐藤綾子とする。

4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
定期預金	三井住友銀行 新宿通支店 金5,000万円

以上

1997年発効

2015年3月1日改訂